

ドイツにおける分配問題

丸谷 冷史
永合 位行

■ 要約

本稿ではドイツにおける分配問題への関心の高まりの背景について概説した後、第2節で最近20年間の所得分配構造の特色についてGSOEP(ドイツ社会経済パネル)のデータを用いて分析する。第3節では英米について観測され、わが国においても注目を集めている賃金構造の二極化について考察する。ドイツでは「市場所得」の不平等は東西ドイツの統一後顕著であるが、「純所得」については不平等化は軽微であった。それは税・社会保障制度がよく機能していることを示唆するものであるが、第4節では直近の制度改革について論じる。

■ キーワード

所得分配、ドイツ、所得再分配

1. 分配問題への関心の高まり

ここにきて再び分配問題への関心が高まっている。顧みればドイツ(連邦共和国)における分配をめぐる議論の高まりには3つの波があった。

(1) 最初の波はドイツの復興・再建にあたり、市場秩序のアキレス腱である分配の不平等への配慮を巡ってであった。当時指導的役割を果たしたドイツ新自由主義の論者たちは「競争秩序」の建設こそほとんどすべての経済政策問題を解決する鍵であると主張した。競争は一方で資源配分の効率化を通じて成長を促進し、他方で市場勢力の集中を阻むから所得分配の格差を最小におさえると期待された。これは近年の新自由主義の論調と同じである。もちろん競争市場の大前提は「出発条件」の平等であり、新自由主義者の中でも「社会的市場」派とも言うべき人々は一連の積極的社会政策(Gesellschaftspolitik)によってこの前提を整備しようとした。中小企業政策や勤労者財産形成政策は

その一例である。西側諸国の「福祉国家」が結果の平等に傾く中で、ドイツ新自由主義の「社会的市場経済」の構想では機会の平等が重視された。1950-60年代前半には「市場における自由の原則を社会的平衡の原則と結合させる」(ミュラー・アルマック A. Müller-Armack)あるいは「人格的自由、社会的公正ならびに経済的効率が相互に結合される」(ヴァトリン Ch. Watrin)という社会的市場経済の約束がまずまず実現されていた。

(2) しかしこの時期、成長と分配の両目的の調和はドイツに限ったことではなく西側諸国に広く観測されており(クズネッツ命題)、周辺の福祉国家の成功は政策の基本方針の見直しをめぐる論争を引き起こした。特に当時関心がもたれていた労働分配率について、ドイツは隣国フランスやオランダと比べて遜色はなかったが、英米とは明らかな差があった。60年代末に政権の座に着いたSPDは、労働者よりの経済政策や社会保障制度の拡充に力

を注いだ。70年代には労働分配率が急速に改善され、ほぼ米国の水準に達するまでになった。この時期の人的所得分配に関する統計資料は少なくその動向を確定することは難しいが、Altmann (1992)は1983年のローレンツ曲線が全域において1969年のその上部にくることを記している。またHauser/Becker (2000)は73年と78年のジニ係数(等価市場所得)を0.384および0.424と推定している。ただし純所得については兩年のそれは0.248と0.247でほぼ一定であった。

(3) SPD政府時代の再分配政策の拡大がドイツ経済の活力を奪う源になったのか否かについては議論の余地があるが、70年代後半には早くも「ドイツ的」福祉国家路線にひびが入り、一方で財政赤字の問題が、他方で手厚い社会保障制度にもかかわらずその網の目にかからぬ貧困層の存在が論じられるようになった。財政負担の問題は再分配政策の直接的な見直しにつながるが、「新しい貧困」(neue Armut)の出現は真の福祉社会とは何かの問題を提起し、それとの関連で、生活の質(Qualität des Lebens, QOL)が分配政策の目的としてもとりあげられるようになった。しかし全体としては福祉国家の見

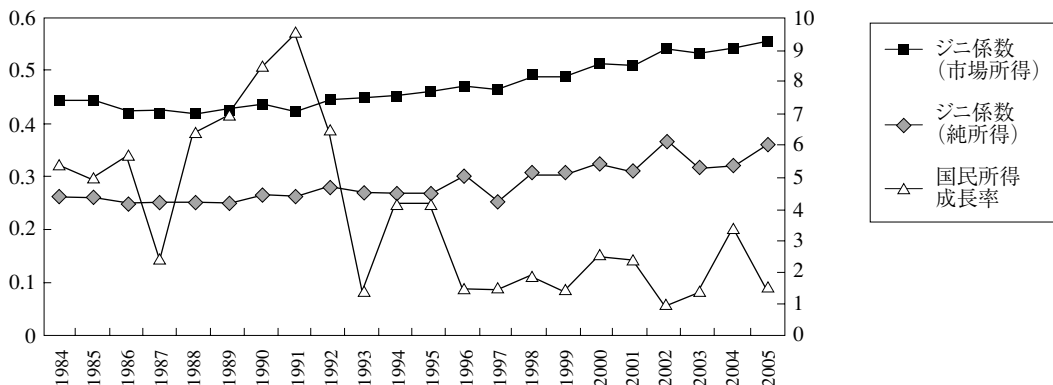
直しと市場化が時代の流れとなり、80年代には再び自由主義的方向への軌道修正が行われた。

(4) 近年の分配問題への関心の高まりの背後には、何よりも統一後のブームが去り経済成長に陰りがでる中で、所得格差が拡大したことである(図1参照)。

政府は一方で税制および社会保障制度の改革を迫られたが、他方で分配問題にも積極的に取り組み、2001年に連邦政府は「富と貧困」に関する大規模な調査・研究に着手した¹⁾。その報告書からも窺えるが、近年の分配論議の特徴として次の3点を上げることができる。

第一は焦点が機能的分配ではなく人的分配におかれていることである。労働分配率は70年代半ばにほぼ英米と肩を並べるに至り、労働分配率の引き上げは当面の課題ではなくなった。労働組合の勢力後退もあって、機能的分配そのものの研究はかつてほどの求心力を失っている²⁾。本稿では紙幅の関係もあって機能的分配には立ち入らず、人的分配を中心に分配構造の特徴を明らかにする。

第二はマイクロ・データを利用した調査・研究が主流となっていることである。この点に関連して特に



注：ジニ係数はGSOEP HH-PreGovernment Income系列より計算した。等価尺度はalte OECDを使用。
資料：ジニ係数 GSOEP 2006, 国民所得 Sachverständigenrat: Gutachten06/07 Tabelle22*。

図1 国民所得の成長とジニ係数の変化

評価すべきはドイツ経済研究所 (DIW) が 1984 年から毎年、作成、公表しているパネル・データ (SOEP Socio-oekonomische Panel) である。海外の研究者にもその 95% ファイル GSOEP の利用が許可されており、人的・機能的分配に関する研究に便宜がはかられている。SOEP はドイツの全人口構成から著しい歪みが生じないように設計された抽出された調査母集団に対して行われるアンケート結果を原資料とする。調査母集団の規模はマイクロセンサスや所得消費調査 (Einkommens und Verbrauchsstichprobe) に比べて小さく初回 (Wave A) は 16205 人、5921 世帯、最新の 06 年度 (Wave V) では約 1 万 8 千世帯、24700 人である。またアンケートへの対応は義務づけられていないので、結果は「アンケートに回答してもよいという人」のみが含まれることから歪みは不可避的である。さらに家計簿の記録提出が課されていないので信頼度に問題がないわけではない。ただし対象にされた家計 (および個人) は 1 回限りではなく毎年回答を求められるので、信憑性は調査員によってチェックされる。このような特性、特に longitudinal な性格をもった、連続して 20 年を超えるデータであることがドイツのほかのマイクロ・データにない強みである。

第三は単に経済的資力 (所得および資産) の分配にとどまらず社会的、文化的次元も含む全般的な生活状態の分配が問題への関心が高まっていることである。この領域に関しても SOEP は教育、職業訓練、居住環境、健康、個人的な充実感・満足度などについても問うており、貴重な資料を提供するが、筆者のよくカバーするところではないため、本稿では立ち入らない。

2. 人的所得分配

(1) 概況

図 1 に示したように 80 年代後半から 90 年代前半には家計市場所得³⁾の分配はほぼ一定していた

が、90 年代後半にいたって格差拡大の傾向が認められる。所得分配の格差拡大の程度は公的再分配制度 (直接税 + 社会保険料) の効果を含めた純所得でも水準は市場所得より低いと類似の変化がみられる。ジニ係数を年、国民所得の水準に回帰させた結果でみると市場所得、純所得に関するジニ係数とも年次の係数は +、国民所得の係数は - である。市場所得については国民所得の効果は 5% で有意であるが、純所得については有意ではなかった。また 90 年以前を 0、以後を 1 とするダミー変数の係数は + であるが、いずれの所得についても有意ではなかった。この統計的結果をそれほど重視することはできないが、目視による傾向の読み取りは少し修正されて、

- ① 全期間を通じてジニ係数は上昇傾向にあった、
- ② 90 年代後半にいたってジニ係数の増加が加速されたとは判断できない、
- ③ 市場所得については、成長と分配の改善の間には、正の関係があった

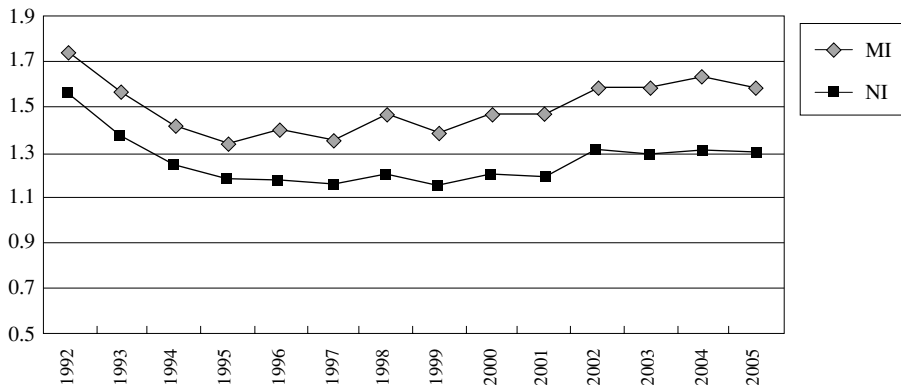
と要約される。①については Wagner/Krause (2001) および (2) でとりあげる SVR でも確認されている。いずれも SOEP の資料に基づく分析である。

(2) 地域間格差

SOEP には居住地 (州) の記録もあるが、一部の地域を除いては標本数が少なく、分析が可能となるのは東西ドイツ間の比較のみである。

「全体経済の発展に関する評価のための専門家委員会」(Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung; SVR) はその 2006/2007 年の報告書で、最近の西部諸州 (旧西ドイツ) と東部地域 (旧東ドイツ) の所得分配の動向について次のように述べている。使用された等価尺度は修正 OECD 尺度⁴⁾である。

家計市場所得の分配の不平等は 91 年から 04 年の期間にはっきりと拡大した。家計純所得の分配の不平等化は軽微である。格差の拡大は市場、純所



注：等価家計所得。MIは市場所得，NIは純所得。縦軸は平均所得の比率（西部/東部）。
資料：GSOEP

図2 東西両地域における平均所得の変化

得のいずれにおいても西部諸州より東部諸州ではるかに大であった。純所得の格差の広がりも両地域とも最上層と最下層において大きかった。(p.429)

東西両地域の所得水準には統合の当初はかなりの開きがみられた。図2は両地域の平均所得の比率（西部地域平均家計所得/東部地域平均家計所得）である。統一後5年ほどは市場所得、純所得とも格差縮小の傾向がみられたが、やがて縮小傾向は停止し、90年代末から00年代初めには逆に格差は拡大する動きを示した。統一後の好況に伴う東部地域のキャッチアップ過程が90年代後半にいたって鈍化し、さらに景気後退の影響が東部地域に強く現れたことが、そのような動きの背景として考えられるかも知れない。

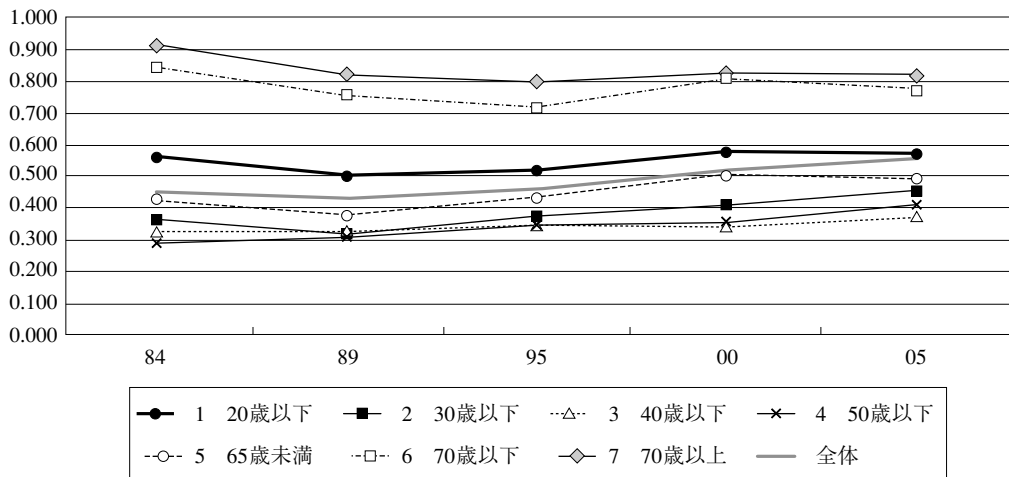
東部地域のキャッチアップ過程は分配の域内格差の拡大をともなった。SVR (06/07) 附属資料によると、市場所得のジニ係数は西部地域では91年の0.413から04年の0.476と約6.3%ポイント、純所得のそれは0.262から0.294で上昇幅は3.2ポイントであった。それに対して東部地域では前者が0.374から0.536へと16ポイント、後者は0.204から0.250へと4.6ポイントの上昇が記録された。

(3) 高齢化の影響

図3-1は実質市場所得に関する年齢階層別のジニ係数の変化である。20歳以下の若年層と70歳以上の高齢者層で格差が大きく、50歳以下の階層で格差は最も小さくなっている。ジニ係数は、90年代になって軽微ではあるが、上昇傾向を示している。図3-2は純所得をベースにしたジニ係数である、市場所得の場合とは異なり、高齢者は公的移転所得および年金制度により、階層内格差はほかの層と大差なく、その恩典を受けることの少ない若年層の格差がぬきこんでいる。図3-2においても90年代に入って各年齢層とも格差が緩やかに上昇している。二つの図から近年のドイツにおける所得格差の拡大の主たる要因は高齢化や税・社会保障制度の変化ではないことがわかる。

(4) 景況と分配の格差

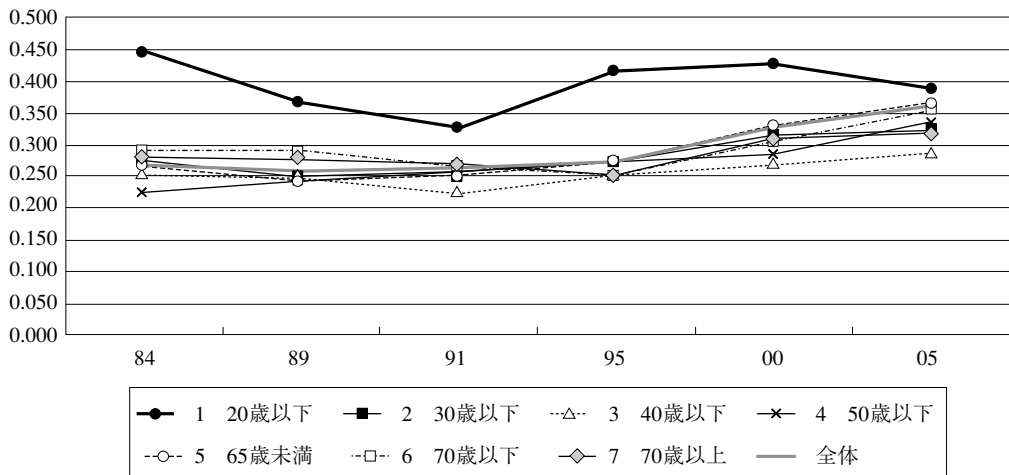
本節のはじめにジニ係数と国民所得の動きに負の相関関係があることを述べたがSVR (06/07)はジニ係数と失業率の間に有意な正の関係があると論じている。SVRによれば失業率の1%ポイントの上昇は(家計市場所得の)ジニ係数を0.7ポイント引き上げる。しかし純所得のジニ係数に関して



注：ジニ係数は、家計の実質等価市場所得にもとづいて計算した。

資料：GSOEP

図 3-1 年齢階層別ジニ係数 (1) (市場所得)



注：ジニ係数は家計の実質等価純所得から算定した。

資料：GSOEP

図 3-2 年齢階層別ジニ係数の変化 (純所得)

は有意な結果は得られなかった(同書p.437)。要するに税・社会保障制度が景気の分配所得に対する影響を効果的に遮断しているということである。そのことは所得各層において分析期間中に被雇用者所得の比重が減少し、年金も含めて公的移転所

得のシェアが上昇していることから推定される。各十分位に対する景気後退の影響は低位においてより強く及んだ。市場所得でみると最上位層は相対的に富裕になり所得シェアをのぼし、反対に最下位層の所得シェアは低下した。平均所得の

200%以上の高所得者比率(富裕率)と50%以下の低所得者比率(貧困率)はともに上昇した。この推論が正しいとすれば、そして財政問題から税・社会保障制度による市場所得格差の緩和が難しいとすれば、市場所得格差の是正は労働市場政策 and/or 成長政策に待たなければならない⁵⁾。

3. 賃金構造の変化

(1) 前述のように90年代前半には分配所得にし

める勤労所得の比率は低下した。表1はジニ係数の分解である。ジニ係数は各所得要素の擬似ジニ係数(表1-1)にそれぞれの要素所得が総所得に閉めるシェア(表1-2)を乗じた値に分解される。表1-2によって各要素所得の量的な重要性をみると、勤労所得の構成比は85年の79.7%から2005年の69.6%へ大きく低下している。これに対してそれぞれのシェアこそ大きくないが、資産所得、公的移転所得および社会保障年金(HH Security

表1 ジニ係数の分解

1-1

擬似ジニ係数	1985	1990	1995	2000	2005
勤労所得	0.7972	0.4070	0.4242	0.4648	0.5040
資産所得	0.0151	0.5144	0.5433	0.5513	0.6466
帰属家賃	-0.0155	0.2052	0.2300	0.2532	0.2968
民間移転所得	0.0041	-0.2635	-0.2713	-0.2592	-0.3169
公的移転所得	0.0218	-0.2731	-0.2770	-0.1649	-0.1613
公的年金	-1.1162	-0.1773	-0.1409	-0.1188	-0.0652
合計	0.3107	0.3154	0.3184	0.3347	0.3765

注：擬似ジニ係数は等価尺度で調整した家計所得について計算した。

資料：GSOEP

1-2

所得構成比	1985	1990	1995	2000	2005
勤労所得	0.7971	0.7990	0.7698	0.7120	0.6964
資産所得	0.0284	0.0324	0.0338	0.0411	0.0544
帰属家賃	0.0140	0.0167	0.0215	0.0367	0.0362
民間移転所得	0.0050	0.0047	0.0054	0.0054	0.0050
公的移転所得	0.0327	0.0278	0.0454	0.0530	0.0543
公的年金	0.1228	0.1194	0.1241	0.1518	0.1537
合計	1	1	1	1	1

1-3

ジニ係数の分解	1985	1990	1995	2000	2005
勤労所得	0.797	0.325	0.327	0.331	0.351
資産所得	0.015	0.017	0.018	0.023	0.035
帰属家賃	-0.016	0.003	0.005	0.009	0.011
民間移転所得	0.004	-0.001	-0.001	-0.001	-0.002
公的移転所得	0.022	-0.008	-0.013	-0.009	-0.009
公的年金	-1.116	-0.021	-0.017	-0.018	-0.010
合計	0.3106	0.3153	0.3183	0.3346	0.3765

注：ここでとりあげた要素所得の合計としての総所得は、市場所得および純所得と重ならないために

1-3の合計欄のジニ係数はほかの図表のそれとは一致しない。

Pensions)は、勤労所得と反対にこの20年間に急増した。擬似ジニ係数の動きと相まって特にシェアが2倍に膨らんだ資産所得は所得格差の拡大に強い影響をあたえた。勤労所得の内部格差はこれらの表から判断する限り縮小し、ジニ係数の上昇を抑える方向で変化している。わが国では近年正規雇用と非正規雇用の賃金格差が問題になっているのと対照的である。公的所得移転および社会保障年金の格差縮小効果も表から読み取れるが、縮小力はここにきてやや低下している。

(2) 勤労所得の二極化傾向

表1から読み取れる諸要素所得の動きは前節で紹介したSVRの格差是正のための施策を支持するようであるが、最近勤労所得に関して注目を集めているのは、勤労所得内部の格差の伸張ないし

二極化の動きである。Piketty/Saez (2006)は最上位層の所得シェアが80年代のはじめから上昇に転じたことを、Lemieux (2006)は第1十分位、メディアン、第9十分位所得層の賃金水準の上昇度が教育歴によって異なり始めたことを示した。本節の最後にドイツにおける賃金格差の最近の変化について考察しよう。はじめに就業者を教育年数別に4つのグループに分類する。g1は教育年数が9年以下、g2は9年以上12年以下、g3は12年以上16年以下、g4は16年以上の者である。グループの規模、労働時間、平均賃金収入、平均賃金率(勤労所得を労働時間で除した数値)は表2のとおりである。

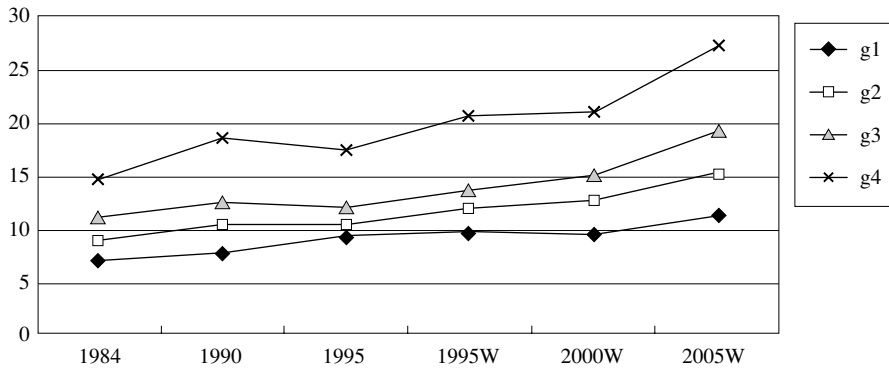
各グループについて1984年から5年ごとの平均賃金率の変化は図5のようであった。賃金率はg4については期間を通して上昇傾向にあり、ほかの

表2 グループ別 労働時間・労働所得

	1984	1990	1995	2000	2005
規模 (人)					
g1	2132	1597	1327	1431	804
g2	4116	3297	3531	6538	4607
g3	558	571	796	2138	1859
g4	351	330	411	983	1238
平均労働時間					
g1	1859.6543	1762.1234	1710.2946	1653.1181	1740.1045
g2	2004.7242	1922.1783	1862.8612	1886.0927	1928.8726
g3	1888.6792	1787.1716	1819.7173	1886.167	1947.0898
g4	2008.4245	2083.6909	2027.1679	2105.002	2072.3247
平均賃金収入					
g1	12332.889	13816.982	16105.169	16000.644	18489.164
g2	16046.272	18938.936	21588.601	23944.52	28735.831
g3	20432.454	22550.897	24830.464	29587.492	37558.568
g4	27980.196	36654.602	40939.116	44544.376	55458.714
平均賃金率					
g1	7.0455572	7.8434454	9.5797523	9.7202364	11.294014
g2	8.7486385	10.164502	11.816473	12.730628	15.262194
g3	11.231912	12.551788	13.784194	15.243318	19.226924
g4	14.745236	18.562854	20.450867	21.156588	27.148939

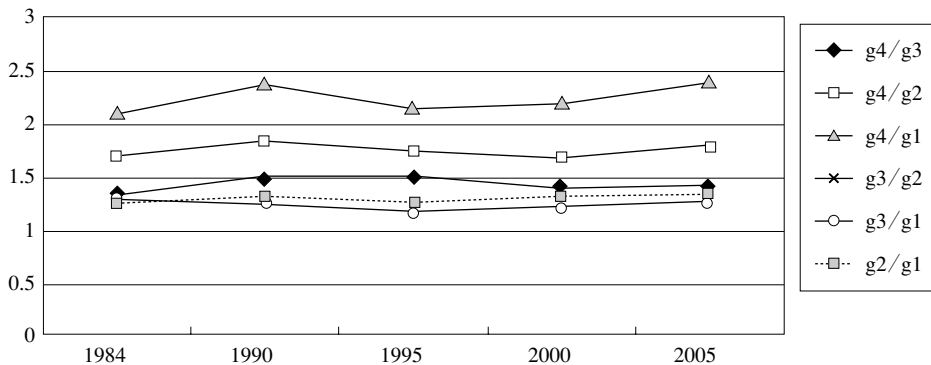
注：90年以後は西部地域。

資料：GSOEP



注：Wは西部ドイツ。

図4 グループ別賃金率の変化



資料：表2。

図5 賃金率格差の変化

グループの賃金率が上昇に転じる95年以後は上昇率を加速させている。最上位グループとはかのグループとの賃金率の格差は80年代後半に拡大した後、90年代には縮小傾向にあった。しかし2000年代にはいって再び格差が開いた。90年代の動きは東西統一の影響、2000年代にはいっての格差の拡大は景気の後退と説明されるであろう。ただ80年代後半の格差の変化は好況を背景にしているために一貫した説明には景気以外の要因を考える必要がある。そのような試みの一つが技術変化、特に情報関連の技術の変化によって高等教育の有無が明暗を分けるという Autor et.al (2006)などにみられ

る理論である。その詳細には立ち入らないが中等教育修了者が従来になってきたルーティンな仕事がコンピュータに代替され、わずかの補完要員を除けばより低賃金のマニュアル労働へのシフトを余儀なくされる、その一方で新たな技術の開発や高度技術の操作が可能な高等教育修了者への労働需要が増加しているというのがその概略である。年間労働時間の推移には必ずしもこの説明に合致しないところがあるが、それは労働時間にこの説明の力点である労働の質的要因を反映していないということによるのかもしれない。SOEPに含まれる豊富な情報を解析して分配構造の変化要因の考察は

表3 所得税の最低税率・最高税率・基礎控除額の推移

(税率は%, 控除額はユーロ)

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
最低税率	25.9	23.9	22.9	19.9	19.9	19.9	16.0	15.0	15.0	15.0
最高税率	53.0	53.0	51.0	48.5	48.5	48.5	45.0	42.0	42.0	45.0
基礎控除額	6,322	6,681	6,902	7,206	7,235	7,235	7,664	7,644	7,644	7,644

別の機会に譲らなければならない。

4. 税・社会保障制度改革

本稿では市場所得の分配に生じた近年の格差が税および社会保障制度の再分配効果を通じて大幅に緩和されていることを明らかにした。現在ドイツは成長の促進と財政が焦眉の課題であり、この課題の大枠の中で分配問題にも配慮した制度改革が求められている。

以下では、とりわけ1998年のシュレーダー政権誕生以降の動きに焦点をあてながら、所得再分配という視点から重要になる税制度ならびに社会保障制度改革を簡単に整理することにしよう。

(1) 税制改革

シュレーダー政権から現在のメルケル大連立政権にいたるまで、さまざまな税制改革が実施されてきたが、その基本方針に大きな変更は見られない。すなわち、それは、経済のグローバル化の進展のなかで激しい立地競争にさらされているドイツ企業の負担軽減をはかるとともに、景気を浮揚させ、400万人にのぼる失業者を削減するために、大幅な減税政策を推進するというものであった。この基本方針にもとづき、所得税に関していえば、とりわけ1999/2000/2002年税軽減法(Steuerentlastungsgesetz 1999/2000/2002)と2000年の減税法(Steuersenkungsgesetz)によって、所得税率の大幅な引き下げと基礎控除額(Grundfreibetrag)の大幅な引き上げが実施された。すなわち、表3に示されているように、所得税の最低税率(Eingangssteuersatz)が、1998年の25.9%

から2005年の15.0%へと、また、最高税率(Spitzensteuersatz)も、同じく1998年の53.0%から2005年の42.0%へと段階的に引き下げられたのである。一方、所得税がゼロとなる課税所得の上限を示す基礎控除額については、段階的に引き上げられ、1998年には6,322ユーロであった基礎控除額が、2004年には7,664ユーロにまで引き上げられたのである。

もちろん、こうした大幅な税率の引き下げと基礎控除額の引き上げは、巨額の税収減につながることから、同時に、一定の税収を確保するための措置が講じられた⁶⁾。一つには、所得税の税率を引き下げかわりに、所得税の算定にあたって存在した多種多様な控除項目や例外規則を見直すことで、タックス・ベースの拡大がはかられた。そのさい、とりわけ高所得者の税優遇につながっていた項目や規則を中心に、見直しが進められ(例えば、交際費控除の引き下げや減価償却に関する規定の見直しなどが行われた)、その結果、高所得者にとってはたしかに税率は引き下げられたが、タックス・ベースの拡大を通じて、むしろ課税は強化された。また、高所得者への課税強化という点からはさらに、2007年からいわゆる富裕税(Reichensteuer)が導入され、年間250,000ユーロを超える所得部分に対しては、最高税率が45.0%へと引き上げられたのである。

こうしたタックス・ベースの拡大や富裕税を通じた高所得者への課税強化にくわえ、税収確保のためのいま一つの措置として、間接税の引き上げが行われた。これに関してまず実施されたのが、環境税(Ökosteuer)の導入とその引き上げであった。

表4 1998年以降の児童控除の推移（夫婦合算の金額）

(ユーロ)

児童控除	1998-99	2000-01	2002以降
生存最低限	3,534	3,534	3,648
保育教育ないし職業教育		1,546	2,160
合計	3,534	5,080	5,808

表5 1998年以降の児童手当の推移

(ユーロ)

児童手当	1998	1999	2000-2001	2002以降
第一子	112.48	127.82	138.05	154
第二子	112.48	127.82	138.05	154
第三子	153.39	153.39	153.39	154
第四子以降	178.95	153.39	178.95	179

すなわち、1999年に電力税 (Stromsteuer) が新設され、さらにガソリン、ディーゼル油、暖房用石油、天然ガスにかかる石油税 (Mineralölsteuer) とともに、段階的にその引き上げがはかられたのである。これらの環境税は、もちろん環境に配慮したものであるが、同時に環境税収入の大部分は、法定年金保険の国庫補助に充てられており、法定年金保険の保険料率の引き下げに資するものとされている。さらに、付加価値税である売上税 (Umsatzsteuer) についても、引き上げが実施された。売上税の税率は、1998年に15%から16%へと引き上げられ、その後は据え置かれてきたが、2007年に19%へと一気に3%も引き上げられたのである。ただし、食料品等に適用される7%の軽減税率は、そのまま維持されており、売上税のもつ逆進性への配慮がなされている。

(2) 子供をもつ家族への助成措置

わが国と同様、ドイツにおいても少子化の進展は深刻な問題であり、そのため、近年の税制度ならびに社会保障制度の改革においても、子供をもつ家族を重点的に支援する方向での改革が実施されてきた。以下では、経済的支援という側面から重要となる改革の動きを整理することにしよう⁷⁾。

子供をもつ家族にたいする経済的支援の拡充策としては、まず、児童手当 (Kindergeld) と児童控除 (Kinderfreibetrag) の引き上げをあげることができる。ドイツでは児童手当は、税法上の給付とされており、児童控除を通じた所得税の負担軽減と児童手当のより有利な方が選ばれることになっている。この児童控除と児童手当の金額が、表4と表5に示されているように、段階的に引き上げられてきたのである。とりわけ、児童控除に関しては、1999年の家族助成法 (Gesetz zur Familienförderung) と2001年の家族助成第二法 (Zweites Gesetz zur familienförderung) によって、子供の生存最低限を保障するための控除額だけでなく、保育、さらには教育ないし職業訓練のための控除額が加算されるようになったことで、その金額が大幅に引き上げられている。また、児童手当に関しては、表5に示されている手当の増額だけでなく、2005年からは低所得の家族に対する児童加算 (Kinderzuschlag) が導入され、一定の所得条件を満たす親に対しては、子供一人当たり月額140ユーロの児童加算が36カ月間、支給されるようになっている。

こうした児童手当と児童控除の拡充に加え、育児手当 (Erziehungsgeld) の制度も、見直されることになった。育児手当とは、育児をするために、週

30時間未満に仕事を減らした親に対し、出産後24カ月間、月額300ユーロを支給するというものであるが、この制度が、2007年1月1日以降に誕生した子供に関しては、両親手当 (Elterngeld) の制度に変更されることになったのである。両親手当は、たんに育児にかかる経済的負担の軽減をはかるものではなく、育児によって失われる所得の代替機能をもたせることで、育児休業の取得へのインセンティブを与えることを目的としている。具体的にいえば、育児によって失われる従前所得の67%が、両親手当として12カ月間、保障されることになるのである(ただし、最高1,800ユーロまで)。しかも、片方の親だけでなく、もう片方の親も育児休業をとった場合、受給期間が14カ月に延長される。また、従来の育児手当との関係で、最低でも300ユーロの支給が保証されており、それだけでなく、年長の子供の年齢に依存してであるが、出産した子供が第二子以降の場合、ボーナスとして10% (最低でも75ユーロ) が上積みされることになっている。

子供をもつ家族にたいする経済的支援としては、いま一つ、保育費用の税制上の軽減措置の拡充があげられねばならない。これに関しては、従来、共働きならびに就業している片親世帯に限って、保育費用のうち年間1,548ユーロ(片親の場合には774ユーロ)を超える金額について、子供一人あたり1,500ユーロまで所得税の所得控除が認

められてきた。この制度が、2006年からは、子供一人あたり4,000ユーロを上限として、かかった保育費用の2/3が控除できるように変更されたのである。しかも、従来は認められなかった専業主婦世帯および就業していない片親世帯についても、子供が3歳以上6歳未満の場合、同じく保育費用の2/3を控除できるようになり、これにより、子供をもつあらゆる世帯が、保育費用の税制上の軽減措置を受けることができるようになったのである。

(3) 老齢保障に関する改革

以上のように、子供をもつ家族にたいしては、経済的支援を充実させるという方向で改革が進められているが、では、少子・高齢化の進展のなかで今後、いっそうの増大が予想される高齢者の所得保障に関しては、どのような方向で改革が進められているのであろうか⁸⁾。高齢者の所得保障の中心となるのは、言うまでもなく法定年金保険制度 (gesetzliche Rentenversicherung) であるが、この法定年金保険制度は、わが国と同様、少子・高齢化の進展によって、きわめて厳しい財政状況のなかにおかれている。そのため、今日にいたるまでさまざまな制度改革が実施されてきているが、とりわけ大きな制度改革となったのが、2001年年金改革である。すなわち、この年金改革によって、法定年金保険を補完するものとして、積立方式にもとづく私的老齢保障(私的年金ならびに企業年金)の

表6 私的老齢保障に対する国家助成

(ユーロ)

	満額受給のための 保険料 (補助金を含む)	基本手当	児童加算 (子供1人当たり)	特別支出控除上限
2002-2003	前年所得の1%	38	46	525
2004-2005	前年所得の2%	76	92	1,050
2006-2007	前年所得の3%	114	138	1,575
2008以降	前年所得の4%	154	185ないし300	2,100

注：2008年以降の児童加算は、2008年1月1日以降に生まれた子に関しては、300ユーロ、それ以前に生まれた子に関しては、185ユーロとなる。

表7 2003年年金改革による年金調整公式の変更

$$AR_t = AR_{t-1} (VE_{t-2}/VE_{t-2}) \left(\frac{(100-AVA_{t-1}-RVB_{t-1})}{(100-AVA_{t-2}-RVB_{t-2})} \right) \{ (1-RQ_{t-1}/RQ_{t-2})^\alpha + 1 \}$$

RQ：年金受給者比率（保険料支払者に対する年金受給者の比率）， α ：持続性要素
 ただし， α の値は0.25であり，AVAは，2003年（0.5%），2004年（1.0%），2005年（1.5%），2006年（2.0%），2007年（2.5%），2008年（3.0%），2009年（3.5%），2010年（4.0%）

表8 年金への課税対象割合の推移

年	2005	2005～	2020	2020～	2040
課税対象割合	50%	毎年2%ずつ引上げ	80%	毎年1%ずつ引上げ	100%

表9 年金保険料の控除対象割合の推移

年	2005	2005～	2025
控除対象割合	60%	毎年2%ずつ引上げ	100%

拡充をはかるために、国家補助の制度が導入されることになったのである。この私的高齢保障への加入は、任意であるが、一定の基準を満たす私的高齢保障に加入した者は、補助金ないし所得税の特別支出控除を受けることができる。補助金は、基本手当と子供の数に応じて加算される児童加算からなり、表6のように2008年まで段階的に引き上げられる。一方、特別支出控除は、同じく2008年までに4段階で控除額の上限が引き上げられ、この上限まで、私的高齢保障の保険料支払額が支出控除の対象となる。対象者は、補助金か特別支出控除かのいずれか有利な方を選択することができるが、ただし、それらを満額受給するためには、表6に示される保険料（補助金を含む）を支払わねばならない。これよりも低い保険料しか支払わない場合には、国家助成が減額されることになる。

2001年年金改革では、国家補助を通じて、私的高齢保障の拡充がはかられたが、その一方で、法定年金保険については、年金給付水準を抑える方向での改革が実施され、年金給付水準の算定の基礎となる年金調整公式が変更された。しかしその後の人口動態の変化などにより、法定年金保険を持続可能なものにするには、これでも不十分とされたことから、年金給付水準のいっそうの抑制

をはかる必要が生じた。そのため、年金調整公式が、2003年年金改革によって、さらに表7のように変更された。この公式からわかるように、今後いっそうの進展が予想される少子・高齢化によって、保険料支払い者に比し年金受給者の数が増え、年金受給者比率が上昇した場合、年金現在価値は、2001年年金改革よりも抑制され、年金給付額がいっそう抑えられることになる。ただし、年金調整公式はこのように変更されたが、2005年と2006年に関しては、この調整方法を適用した場合に発生する名目年金額の低下を阻止するために、年金調整は行わないという措置が講じられている。

高齢者の所得保障の中心をなす法定年金保険に関しては、以上のように、年金給付額を抑える方向での制度改革が進められている。こうした高齢者の負担を強化する方向での改革は、年金への課税方法の変更にも現れている。すなわち、2004年の高齢者所得法(Alterseinkünftegesetz)によって、年金への課税が強化されることになったのである。従来は、年金への課税は、年金支給開始年齢に依存して決められる年金の一定比率部分のみを対象に行われていたが、2005年以降は表8に示されているように、課税対象となる部分が毎年引き上げられ、最終的に2040年からは年金すべてが課税

表 10 高齢者負担軽減額の推移

年	2005	2005～	2020	2020～	2040
控除対象割合	40%	毎年1.6%ずつ引下げ	16%	毎年0.8%ずつ引下げ	0%
控除上限額	1900ユーロ	毎年76ユーロずつ引下げ	760ユーロ	毎年38ユーロずつ引下げ	0ユーロ

対象となるという方式に変更されたのである。これにたいし、法定年金保険への保険料支払いに関しては、2005年から毎年、所得税の控除対象部分が引き上げられ、最終的に2025年には保険料支払いの全額(20,000ユーロまで：夫婦合算の場合、倍額)が控除対象となる。それゆえ、高齢世代とは逆に、現役世代にとっては、法定年金保険の保険料負担の抑制だけでなく、課税面での負担軽減措置もはかれることになったのである。

さらに、高齢者所得法においては、年金所得以外の所得に関しても、課税の強化がはかられた。すなわち、従来、年金所得以外の所得に関して認められてきた所得控除項目である高齢者負担軽減額(Altersentlastungsbetrag)が、表10に示されるように、段階的に引き下げられ、最終的に2040年には廃止されることになったのである。

以上のように、近年では年金給付の面でも、課税面でも、高齢者の負担を引き上げる方向での改革が実施されている。しかしその一方で、高齢者が貧困に陥らないようにするための手だても講じられている。すなわち、2003年に、社会扶助および法定年金とは独立した制度として、「高齢時および稼得減退の際の基礎保障」(Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung)の制度が導入されたのである。この制度ができるまでは、高齢者が貧困に陥った場合、社会扶助(Sozialhilfe)を通じて、最低限の生活が保障されることになっていた。しかしながら、社会扶助の場合、高齢者への扶養義務をもつ子にたいし償還請求が行われるため、高齢者が社会扶助の受給を見合わせ、貧困に陥るケースがしばしば見られた。こうした事態に対処するために、新たに設けられた基礎保障の制度

では、扶養義務のある子(および親)の年所得が100,000ユーロ未満の場合には、償還請求なしに、貧困の高齢者(および完全に稼得減退した者)は、社会扶助に見合った額を基礎保障給付として受けとることができるようになったのである。ただし、この基礎保障制度は、当初は社会扶助とは独立の制度として設立されたが、事実上、高齢者および完全に稼得減退した者にとっての社会扶助制度といえるものであるため、以下で述べる2005年の社会扶助制度の改革にあわせて、社会扶助と一体化され、現在では社会扶助給付の一つとして組み込まれている。

(4) 失業扶助ならびに社会扶助制度の改革

将来世代ならびに高齢世代にかかわる制度改革を見てきたので、次に現役世代、とりわけ失業者の経済的保障にかかわる制度改革、ならびにそれに関連して社会扶助制度の改革について見ていくことにしよう。すでに述べたように、400万人にのぼる失業者をかかえるドイツにとって、失業者を削減し、雇用の安定をはかることは、シュレーダー政権ならびに現在のメルケル政権の最大の課題の一つとなっている。とりわけ2002年からの第二次シュレーダー政権の下では、この問題に取り組むために設けられた「ハルツ委員会」(Hartz-Kommission)報告にもとづき、さまざまな労働市場改革が実施された⁹⁾。この一連の労働市場改革のなかで、失業者への経済的保障制度である失業手当(Arbeitslosengeld)と失業扶助(Arbeitslosenhilfe)の制度も見直されることになった。失業保険給付である失業手当は、失業者にたいし、社会保険料と賃金税ならびに連帯加算税

表 11 2006年1月31日までの失業手当受給期間

失業申請直近7年内の 雇用期間(月数)	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64
満年齢					45	45	45	47	47	52	52	57	57	57
受給期間上限(月数)	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32

表 12 2006年1月31日以降の失業手当受給期間

失業申請直近3年内の 雇用期間(月数)	12	16	0	24	30	36
満年齢					55	55
受給期間上限(月数)	6	8	10	12	15	18

(Solidaritätszuschlag : 税率 5.5%) を差し引いた失業前の純賃金の 60% (子供のいる場合には 67%) を支給するというものである。この失業手当が失業手当 I (Arbeitslosengeld I) と呼ばれるようになるとともに、その受給期間の上限が、表 11 および表 12 に示されるように、2006 年から大幅に短縮されることになったのである。

一方、失業扶助制度は、税を財源とし、失業手当を受け取れない失業者および失業手当受給期間後の失業者にたいし、失業前の純賃金の 53% (子供のいる場合には 57%) を支給するというものであったが、この制度が 2005 年に、失業者に対する社会扶助と統一され、新たに「求職者のための基礎保障」(Grundsicherung für Arbeitsuchende : 社会法典 II として制定) の制度へと変更された。この求職者のための基礎保障制度は、稼働能力のある者(失業者だけでなく、パート労働者のような低賃金稼働者を含む)およびその家族にたいし、社会扶助に応じた額(現在、基準額は月額 345 ユーロ)を失業手当 II (Arbeitslosengeld II) として支給するというものである。それゆえ、この新たな失業手当 II への変更によって、失業扶助がもっていた賃金代替機能は失われ、社会扶助と同様、生計費を扶助するものへと大きくその性格が変えられたのである。

以上のような失業扶助制度の改革にあわせて、従来、「生計費のための扶助」(Hilfe zum

Lebensunterhalt) と「特別の生活状況における扶助」(Hilfe in besonderen Lebenslagen) から成り立っていた社会扶助制度も、2005 年から次のように変更された。まず、65 歳未満の稼働能力のある者に対する生計費扶助は、いま述べたように、新たに設けられた失業手当 II によって支給されるので、社会扶助の対象からはずされた。つぎに、65 歳以上の高齢者ならびに完全に稼働減退した者にたいする生計費扶助は、すでに述べたように、2005 年からは社会扶助給付の一つとして組み込まれているとはいえ、「高齢時および稼働減退の際の基礎保障」として給付される。したがって、従来通りの社会扶助を受けるのは、基本的にこれら二つの給付のいずれにも該当しない者(例えば、一時的に稼働不能な者や 65 歳未満の低年金生活者など)となり、これにより、従来、問題とされてきた社会扶助と失業扶助の同時受給がもはや生じない仕組みがつくられたのである。また、こうした制度改革にあわせて、社会扶助を規定する法律が社会法典のなかに組み込まれ、従来 の連邦社会扶助法 (Bundessozialhilfegesetz) ではなく、社会法典 XII となっている。

(5) 住宅手当の拡充

最後に、低所得家族にたいする住居費補助である住宅手当 (Wohngeld) についても、近年、重要な改革が行われている。住宅手当に関しては、

1990年の改定以降、一般的な家賃および所得動向に応じた支給条件の十分な改定が行われてこなかったことから、住宅手当は不十分なものであると見なされるようになっていた。この問題を解決するために、2001年に住宅手当が大幅に見直されることになったのである。住宅手当は、従来、社会扶助受給者と戦争犠牲者援助受給者に対し給付される一括計算型住宅手当(pauschaliertes Wohngeld)とそれ以外の低所得者に給付される一覽表型住宅手当(Tabellenwohngeld)から成り立っていた。このうち、一覽表型住宅手当は、一般的な住宅手当(allgemeines Wohngeld)と名称変更されるとともに、次のような措置が講じられた。まず、住宅手当の給付対象となる家賃の最高限度額を約20%引き上げるといった給付条件の緩和がはかられた。これにより、従来は住宅手当を受給できなかった家計も住宅手当を受給できるようになり、その結果、住宅手当受給家計の数は、2000年には約150万であったものが、2001年には183万、2002年には196万、さらに2003年には220万へと増加したのである。また、従来と同じ条件(家賃水準、所得水準)の下での給付額の引き上げなどの措置も講じられ、これにより、従来から住宅手当を受給していた家計の受給額が大幅に改善された。すなわち、住宅手当の平均受給額は、月額80ユーロから122ユーロへと50%以上も増加したのである。

一方、一括計算型住宅手当の方は、特別家賃補助(besonder Mietzuschuss)へと名称変更されるとともに、従来、一覽表型住宅手当よりも優遇されていた算定方法が厳しいものに変更された。もっとも、この措置によって、社会扶助受給者にとって、実質的な経済的不利益は発生しない。というのも、社会扶助受給者にたいしては、従来から、社会扶助において認められた住居費の一定割合が住宅手当から支給され、残りが社会扶助から支給されることになっており、2001年の改定で住宅手当が

減額されたとしても、その分は社会扶助から支給されることになるからである。ただし、こうした異なる機関での支給調整にともなう行政費用の負担を改善するために、すでに述べた社会扶助制度などの改革にあわせて、2005年からは移転給付(失業手当II、高齢時および稼得減退のさいの基礎保障あるいは社会扶助)の受給者は、受給者に不利益が生じないかぎり、住宅手当ではなく、それぞれの移転給付の枠内で住居費を支給されることになっている。

以上、所得再分配という視点から重要となる最近の税制改革ならびに社会保障制度の改革を見てきたが、これを簡単に整理すれば、次のようになる。

- ①高所得者よりも、低・中所得者を重視した減税政策
- ②子供のいる家族に対する経済的支援の拡充
- ③現役世代の負担を軽減し、高齢世代の負担を強化する方向での高齢保障制度改革
- ④失業者の経済的保障の整理・削減
- ⑤低所得者への住居費補助の拡充

5. 結び

本稿ではGSOEPを利用して、ドイツの人的所得分配構造の特色と80年代半ばから再近年にいたる分配の格差について考察した。特に東西統一のブームが収束した後市場所得の分配の不平等が拡大した。不平等化は特にトップ・デシルのいっそうの富裕化とボトム・デシルの貧困化の加速という形で生じた。しかし税・社会保障制度の再分配機能はこれまでのところ比較的よく機能し、純所得の分配の格差は緩やかなものに留まっている。今後市場化の進行の中で少なくとも純所得の分配の悪化を回避するためには税・社会保障制度の「分配に有利な」改革が不可欠である。それは必ずしも分配面の思い切った配慮を意味せず、労働市場改革その他による成長の促進や景気の安定

を通じての間接的効果も重視すべきであろう。第4節では最近の制度改革について展望した。それが分配面に及ぼす効果については稿を改めて論じたい。

注

- 1) プロジェクトの報告書は「ドイツにおける生活実態」(Lebenslage in Deutschland)として逐次刊行されている。
- 2) もとより税・社会保障制度の設計や見直しなどの基礎資料を整備するために、あるいは経済活力や経済成長と分配問題を切り離さず総合的に考察するためには、所得をその源泉ないし種類にしたがって状態を調査することは必要であることはいままでもない。本稿では立ち入らないが、たとえばCGEモデルによって、諸政策の所得分配に与える直接間接の影響を分析するためには、所得の種類別データが必要である。
- 3) SOEPにおける市場所得、純所得の概念は以下のようである。

雇用労働粗所得	Bruttoeinkommen aus unselbständiger Arbeit
+個人業主粗所得	Bruttoeinkommen aus selbständiger Arbeit
+財産所得	Einnahmen aus Vermögen
+家賃収入	Einnahmen aus Vermietung und Untervermietung
+その他の譲渡所得	Sonstige empfangene Einkommensübertragungen
=家計市場所得	Haushalts-Markteinkommen (Pre-Government Income)
+移転所得	Einkommen aus Transferzahlungen
=家計粗所得	Haushaltsbruttoeinkommen
-所得税	Steuern auf Einkommen
-社会保険料	Pflichtbeiträge zur Sozialversicherung
=家計純所得	Haushaltsnettoeinkommen (Post-Government Income)
- 4) 換算率は世帯主1, 世帯主以外の成人0.5, 子供0.3である。我々の使用したOECD旧尺度の換算率はそれぞれ、1.0, 0.7, 0.5である。
- 5) 社会的市場経済の政策構想の重要な柱であった勤労者の資産形成政策はより長期的な観点から問題解決の糸口を与えるかもしれない。
- 6) 税込確保のための措置に関しては、加藤榮一「財政システム — 統一の負担とグローバル化の圧力」(戸原・加藤・工藤編(2003)所収)を参照。

- 7) 以下については、Bundesministerium der Finanzen (2006)を参照。
- 8) 以下については、永合・平田・村上(2006)を参照。
- 9) ハルツ改革については、井口泰「ドイツ『大連立政権』の成立と雇用政策のゆくえ」(国立社会保障・人口問題研究所(2006)所収)を参照。

参考文献

J. Altmann (1992) Wirtschaftspolitik, Gustav Fisher

D. H. Autor, L. F. Katz and M. S. Kerany (2006), "The Polarization of the U.S. Labor Market", *American Economic Review*, vol.96 No.2

Bundesministerium der Finanzen (2006), Die Steuerpolitik der Bundesregierung -konsequent familienfreundlich (http://www.bundesfinanzministerium.de/cIn_071nn_38828/DE/Service/Downloads?Abt_IV/073,templateId=raw,property=publicationFile.pdf)

Bundesministerium für Gesundheit und Soziale Sicherung (2005), *Lebenslagen in Deutschland -Der 2. Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung* (<http://www.bmas.bund.de/BMAS/Redaktion/Pdf/Lebenslagen-in-Deutschland-De-821,property=pdf,bereich=bmas,sprache=de,rwb=true.pdf>)

R. Hauser and I. Becker (2000) "Changes in the Distribution of Income", in R. Hauser/I. Becker (ed) *The Personal Distribution of Income*, Springer

T. Lemieux (2006) "Postsecondary Education and Increasing Wage Inequality", *American Economic Review*, vol.96 No.2

T. Piketty and E. Saez (2006), "The Evolution of Top Incomes: A Historical and International Perspectives", *American Economic Review*, vol.96 No.2

Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung (2006), *Widerstreitende Interessen-und Ungrenzte Chancen*, Jahresgutachten 2006/07

Ch. Seidl und J. Jickeli (2006), *Steuern und Soziale Sicherung in Deutschland-Reformvorschläge und deren finanzielle Auswirkung*, Physica-Verlag,

Statistisches Bundesamt (2003), *Sozialehilfe in Deutschland-Entwicklung, Umfang, Strukturen* (http://www.destatis.de/presse/deutsch/pk/2003/sozialhilfe_2003i.pdf)

G. Wagner und P. Krause (2001) *Einkommensverteilung und Einkommensmobilität*, (Forschungsprojekt zur Lebenslagen in Deutschland)

足立正樹編著(2005),『各国の社会保障 第3版』, 法律文化社

国立社会保障・人口問題研究所(2006),「特集:ドイツ社会保障の進路—政権交代は何をもたらすか—」,『海

外社会保障研究』, No.155
戸原四郎・加藤榮一・工藤章編(2003),『ドイツ経済一統
一後の10年』, 有斐閣
永合位行・平田謙輔・村上寿来(2006),「ドイツの社会保
障改革の動向」『国民経済雑誌』, 第194巻第4号

松本勝明(2004),『ドイツ社会保障論Ⅱ—年金保険—』,
信山社

(まるや・れいし 京都産業大学教授)
(なごう・たかゆき 神戸大学大学院教授)